

第2回議会基本条例制定検討会議

1 日 時 平成29年7月10日(月)午後3時00分開会
午後4時08分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 渡辺守人
委員 鹿熊正一、上田英俊、武田慎一、藤井裕久
菅沢裕明、澤谷 清
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正
笠井和広、海老克昌

4 協議事項

- (1) 議会基本条例の論点項目討議
- (2) その他

5 協議の経過概要

渡辺委員長 それでは、おそろいでございますので、ただいまから議会基本条例制定検討会議を開会させていただきます。

皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の会議には、宮本委員から欠席する旨の連絡がありましたので、お知らせをいたします。

前回、6月27日の第1回会議において決定した会議録については、お手元に配付してあるとおりです。また、県議会ホームページ、議事堂1階閲覧コーナーにおいて、県民の皆様へ、会議資料とともに閲覧できるようにしてあります。

あわせて、御覧になられた県民の皆様から随時御意見をいただけ

るようにしているほか、いただいた御意見は、その都度、各委員の皆様へお知らせをしていきたいと存じております。

本日は、議会基本条例に関する論点項目について協議をお願いいたします。

前回の会議では、議会基本条例に関する論点整理について事務局から説明があり、各会派の御意見をお聞きしました。

その後、お配りした資料を参考にして検討を進めておられると思いますが、今回の会議では、それぞれの論点項目について、各会派の御意見をお聞きしながら議論をしていきたいと思っております。

それでは、配付資料等について事務局から説明をしていただきます。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、配付資料につきまして、着座にて御説明をさせていただきます。

お手元の資料につきましては、資料1、資料2、そして第1回の議会基本条例制定検討会議の会議録、それからこの会議録につきまして、県のホームページ、そして議事堂の1階にございます閲覧コーナー等におきます閲覧の工夫、そして県民の皆様方から御意見を聴取できるようなシステムについての資料を机上に配付させていただいております。

資料1でございますが、今ほど委員長のほうからお話ございましたけれども、前回の会議では、議会基本条例に関する論点整理について説明をさせていただきます、各会派の御意見を頂戴したところでございます。

資料につきましては、この論点のみを掲載をしております、構成する標準的な項目に沿った論点のみを掲載させていただいておりますのが資料1でございます。

また、資料2につきましては、この論点項目におきまして、前回の会議の論点項目につきまして各会派の御意見をいただくということにしておりましたので、それぞれ各会派でこういった御意見があ

るのか、まだまだちょっと時間もかかると思いますので、少し意見の例などを表示した物を資料2としてお配りさせていただいております。

あとは、今ほど申し上げました第1回の議会基本条例制定検討会議の会議録、そして富山県議会のホームページに議会基本条例制定検討会議という項目を設けまして、この項目をクリックをしていただきますと、県民の皆様が第1回の会議録を閲覧することができる、そしてまた、あわせて閲覧コーナーにおきまして、それぞれ閲覧ができるようになりまして、御意見箱も設置をいたしまして、こういった御意見をホームページ、または閲覧コーナーの意見箱にも県民の皆様からいただくということができるように整えているところでございます。

以上でございます。

渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで一度マスコミの方は退席願います。

〔報道関係者退席〕

渡辺委員長 それでは、まず最初に、前文について、各会派の御意見等をお聞きしたいと思います。

論点項目の前文につきまして、まず自民党さんから、ございますでしょうか。

鹿熊委員 これは前文でありますので、議会の基本理念を明確にすることなど、格調の高いものにしていただければと。していただければというか、することが肝要だろうと、このように思います。

それから、ここに、富山らしさの導入ということが論点にありますので、富山県議会の中で特に先進的に取り入れた、取り組んできた事項なども例示しながら、いい前文にしていくことが大事だと、こんなふうに思っております。それが今の考え方です。

渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、社民党・無所属議員会さん。

菅沢委員 憲法、地方自治法の規定というか、そこに示されている地方自治の理念を基本的に踏まえると。その中で、これは地方自治体を含めてですけれども、県政の役割として、県民の福祉の増進というような、県民の暮らしを向上させるということに県政の役割があり、県議会もまたその理念を持って、これに沿って活動すると。議会として、議員としてですね。そういったことを前文の中で述べるということではないでしょうか。

渡辺委員長 それでは、次に、共産党さん。

火爪委員 皆さんおっしゃったことでいいと思います。

何を書くかということで、1つは検討、制定に至る経過を書く。もう一つは、今お話がありました憲法、地方自治法、地方自治体と議会が果たすべき役割。そして、富山らしさという点では、例えば、質問機会の保障の努力や政策討論委員会、それから公聴会などの開催、それから会派の重視とともに、超党派での取り組みなどについても努力をしてきたので、そういうことも含めて、この間の県議会の努力を書けばいいのではないかと思います。

以上です。

渡辺委員長 わかりました。

公明党さん。

吉田委員 前文におきましては、中身においてはしっかりこれから検討でございますが、やはり県民の福祉の向上とか、あるいは県政の発展というか、こういったようなものの今後と検討というか、これが網羅される内容のものがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、富山らしさの導入というのも、これもやっぱり必要だと思います。

今後、中身に関してはしっかり検討していきたいというふうに思います。

渡辺委員長 次に、会派至誠さん。

杉本委員 富山県議会が目指すもの、最も訴えたいものは何かということなんですが、これは県民の多様な意思を県政に反映させる。それから、富山らしさの導入を図るべきではないかということなんですが、これは具体的なことは今出てきませんが、必要だと思います。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 個別具体的に網羅して書くことも必要なんでしょうが、先ほど吉田委員が言われたように、県民福祉の向上であるとか、そういった概念をしっかりと捉えて、もっと、具体的にじゃなくて抽象的でもいいですから、県民福祉の向上ですとか、安心・安全ですとか、これから非常に重要になってくるセクターだと思いますので、そういうものを取り入れて、富山らしさ、富山らしさといいますけれども、では一体富山らしさとは何なのかということなので、他県のことを鑑みてとか、よく研究してとかという、何かほかの県をまず見てからというよりも、我が県らしさの独自性をもっと打ち出していったらいいなと思って提案していきたいと思っています。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も、県議会であり、県政の役割というものは、県民の福祉の向上であり、県政の発展だと思いますので、これらのものは必要だというふうに思っております。

また、地方分権社会にふさわしい議会であるという文言も取り入れていただきたいというふうに思っています。

あと、富山らしさという部分ですけども、私も笠井委員と同じように、皆さんでまた富山らしさは何かということ、意見を出しながらこの文言を入れていけばいいのではないかというふうに思っております。

渡辺委員長 それでは、前文は、今ほど皆さん方からおっしゃいましたようなことをまた精査をさせていただきたいと思います。

それでは、次に、総則のほうですけども、議会の責務を再確認し、盛り込むべきではないかという項目がここに幾つか書いてござ

いますが、これらにつきまして、自民党さんから意見を聞いていきたいと思ひます。

鹿熊委員 総則というものは、1つは目的であり、1つは議会の理念というあたりだと思ひんですが、ここに記されている、例示されている事項は、いずれも重要な事項だと思ひます。前文の中でのエッセンスとなるような事柄が総則に記入されるべきだろうと思ひます。

それから、2つ目の丸である会派の位置づけとか、会派の機能、役割などについて規定すべきではないかということについては、そのとおり賛成であります。

以上です。

渡辺委員長 それでは、次に、社民党・無所属議員会さん。

菅沢委員 とても難しいんやけどね、まあまあ自民党の鹿熊委員が言われたようなことは基本になるんじゃないかと思ひますが、いわゆる二元制ということについて、どう理解するかと。基本的な規定はあるわけですが、執行機関との関係において、議会のあり方、役割というものを明確にするという点で、責務の基本的なところをしっかりと押さえるということ。

ただ、それだけではあまりにも一般論過ぎるわけで、具体的な現実の展開の中で、いつも思ひますけども、私たちは野党であり、少数派なんですよね。そういう立場からいうと、議会の中での責務というものについて、1つは二元制の中での執行機関、それと一体の与党、多数派ですね。そういう人たちが推進する県政の問題点、つまり、先ほどの、前文で掲げるような県政の理念と現実の県政の矛盾というか、問題点というか、私たちで、あと、仕事というものは、そこを明確にする。県政の問題点を明確にすると。同時に、その中でその修正を求め、改善を求め、そして執行部や多数派与党ではなかなか実現できていないことの、県民の利益の立場に立った政策の実現と。これは非常に幅が狭いです、こちらへんはね。

そういう点で、二元制のもとにおける野党少数派の役割というこ

とを、絶えず僕らは、具体的な日常の議会活動では考えているわけです。力不足があったり、多数派の皆さんのなさり方について残念に思ったり、悔しい思いをしたり、情けないと思ったり、そういうことが現実にあるわけで、今、いろいろと申し上げてまいりました。

つまり、よくチェック機能とか提案型とか言われるわけですが、そういうことも含めて、少しここは一般論で議論してみても、きれいに書いてみても、なかなかすとーんと落ちない。

最後に、会派の問題は、したがってこのことに関連してくるわけですが、会派言うても、会派による議会運営、これは基本に据えるべきだと思います。会派の中の運営はどうあるべきかみたいことは、それほど必要ないと思いますが。ただ、その中で、前から申し上げているように、多数派の方々の議会というものを、基本に立った寛容さとか、それから民主的な議会運営への、そういう実践とか、さまざまなそういう観点からこの会派というものを位置づけるにしても、我々のような少数派野党から申し上げると、そういうことがしっかり押さえられないと、ここも一般論だけで言うておっても、なかなか難しい問題だなと思って。

このへんはもう少し、こういう機会はあるわけでしょう。私どもの会派の中で少し、いろいろ議論して、また深めてみたいと思っています。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、共産党さん。

火爪委員 2つの丸がありますが、どちらも重要だと思います。ここに書かれていることを網羅するということでもいいのではないかなと思っています。

今もお話がありましたけど、議会の役割を前文に書くという案とこの総則のところに書く案とあると思うんですね。先ほど、県民の意見、それから多様な意見、提案の反映というのは前文に書いたらというお話もありましたが、議会の責務ということであれば、県民

の多様な意見、意思の反映ということとチェック機能の強化を両方ここに、議会の責務として書くという案もあるのではないかなと思っています。

今、菅沢委員からお話がありました。私はチェック機能の強化というのは、与野党いかににかかわらず果たさなければいけない大きな責務だと思います。考え方が同じであっても、お互いにきちんとやり方が正しいかということも含めて厳しくチェックをするということが大事なのであって、後で会派は出てきますけど、会派として、立場のいかににかかわらず、表現はともかく、与野党のいかににかかわらず、執行部をチェックする、監視をする。そういう機能を強化するということが大事なんだということを明記すべきではないかなと思っています。

会派については、私も前回変なことを聞きましたけど、会派について記入するというのは、私は当然だと思うんですけど、他の議会でもほとんどが県段階の場合は書いてあるわけで、自民党の皆さんが会派の役割を明記すべきだということを取りわけ強調するのは、どういうところに思いがあるのかなという説明を丁寧に聞きたいという思いをずっと持っておりまして、前回、ささっとやりとりがありましたけど、きっと深く議論されたんだと思うので、何かの機会に紹介していただければいいのかなと思っています。

渡辺委員長　それでは、公明党さん。

吉田委員　私も、議会の責務、それから会派の位置づけ、定義等々、両方とも必要であろうと思います。

中身に関しては今後検討ということですが、ついつい執行機関の追認機関となっているということを、ならないように、やっぱり、議会の責務というか、こういったものをしっかりしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

渡辺委員長　ありがとうございます。

それでは、会派至誠さん。

杉本委員 議会の責務を再認識し、盛り込むべきではないかというのは、これは総則の中でやっぱり述べればいいと思います。

それで、この下に詳しく、他県の議会基本条例にあらわれている理念等、「二元代表制の確立」「議会の権限や監視機能の強化」「議会改革」「議会が行う政策立案・政策提言」「住民に開かれた議会」、これを全部載せるのか、幾つか載せるかということではありますが、私は全部載せてもいいのではないかと思います。

それと、下のほうの、会派の位置づけ、会派の定義、機能、役割などについて規定すべきではないかと、これは必要だと思います。

以上です。

渡辺委員長 それでは、県民クラブさん。

笠井委員 1つ目の丸の、議会の責務を再確認し、盛り込むべきではないかということは、もちろん盛り込むべきではありますが、絵に描いた餅にならないように書くべきだと思っています。

この二元代表制というのは、何度も議論になっていきますけども、勉強会での自民党さんの議員の発言によりますああいったこともありますので、そのへんはしっかりと整理して書かないと、マスコミさんもあれを聞いておられますことですから、富山県議会についての誤解を生まないような明記をすべきだと思います。

それとともに、会派の位置づけ、会派の定義、機能、役割というのについても、これは何か会議規則のような気がしてならないような気がするので、そういったものを盛り込む上では、やはりしっかりとした責任を明確にした上で、簡素化した書き方をすべきではないかという意見であります。

渡辺委員長 それでは、無所属の会。

海老委員 私も、1つ目の丸ですけども、ここにも、論点として記載されている理念というところで、この文言は全て記載すべきであるというふうに思っております。

会派の位置づけに関しましても、これも必要であるという立場であります。

以上です。

渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、議会の役割、運営、組織に関する事項について御意見を伺いたいと思います。

それでは、最初に、自民党さん。

鹿熊委員 ここに幾つか例示がありますが、基本的なことでありますけども、基本条例でありますので、これらの議会の役割、運営、組織に関する基本的な事項については、当然のことながら盛り込まれるべきであると思います。

その上で、具体的な運用等については、条例に基づいて規則に委ねたり、あるいはまた、実際の議会運営を議論する議会運営委員会での協議事項にもなってくるかなと思いますが、この役割、運営、組織に関する事項としては、基本的な事柄はきちっと、しっかりと規定、盛り込まれるべきだと、そのように考えておりました、なかなかこう、条文の形になっていないものですからイメージが湧かないんですけども、正直に言ってですね。今言いましたように、基本的な事項をしっかりと盛り込んでいくべきだと、そういうことであります。

渡辺委員長 上田委員。

上田委員 今ほど鹿熊委員のおっしゃられたことと同じ話なんですけども、あくまで議会基本条例ということでありますので、議会の基本的なことを書くということで、私はあえて、富山県らしさというものも全く大切でありますけども、あまりにも具体的なことを書き過ぎることによって制限列挙みたいな形になってしまうことを危惧すべきではなからうかと。

ですから、いい意味でいろんな立場の方々がおられて、いろんな場所で緊急事態等が出てきた場合には知恵というものもあろうかと

思っていますので、大まかなことは議会基本条例で書くと。

ただ、それ以外のことについては、今日までの議会規則とか細則とかあるかと思えますし、当然、では条例に書かれていないことが起きた場合はどうするのかということになると、では条例を改定するのか、あるいは規則という形で、議運という場で集まって話をするのかということもあろうかと思えますので、これからさまざまな項目が出てきますけれども、あくまで議会基本条例なんだと。

あと、詳細なものについては、それぞれ各会派の方々が知恵を出し合って規則を決めるという形もあると思えますし、また時の流れによって、今は間に合わないかもしれないけれども、10年後に間に合うことが出てくるかもしれないというのが、議会としてのいい意味での知恵だろうというふうに思っておりますので、あまりにも、何でもかんでも基本条例に入れてしまうんだというようなものよりも、あくまで議会基本条例ということ念頭に置いたあり方がいいのではないかというふうに思います。

渡辺委員長 それでは、社民党・無所属議員会さん。

菅沢委員 これは非常に難しいんですけれども、かなり具体論に入っていくという意味で難しいというふうにいつも思っているんですが、少し一般的に申し上げますと、まずは議会の役割、運営、規則を貫くものとして審議を尽くすと。具体的に言うと、県政政策に関する調査研究とか政策の検討という意味で、そこをしっかりと尽くすと、深めるというか、そのために議会の審議を尽くすということに整理できるように思いますが、そしてそのための仕組みとか、時間の確保とか。仕組みの確立、時間の確保ということだと思っておりますね。

もっと具体的に言うと、人数の制限があっても、時間の制限というのは、僕は、国会もきょう議論をやっていきますけど、つくづく思うんですけども、代表質問なんかは一人一人でやるわけだから、今のところ、会派は、4人以上おらんようなところをもっと緩めてもいいように思いますがね、基準をね。やっぱり総括でも時間は一緒

でいいんじゃないかなと。予特や一般質問は会派の構成員で、人数でやっていいと思いますけど、そんなことを思ったりします。審議を尽くすという議論。

それともう一つは、この県政の流れからいえば、予算があって、予算の執行の過程から決算という流れがあるんですけど、今のところ決算の段階へ行くと、非常に、審議が尽くされていないという意味で、決算委員会の改善というか、これは前から申し上げているところです。

それと、ここにあって項目があるもんだから申し上げますが、議員定数・選挙区ということが、問題があるんですよ。この点からいえば、5年に1回の国勢調査に基づく議員定数のチェックというか、精査というか、そのことを通して、**形式とか例外規定とかいろいろあるわけですけども、そのことを審議されていいわけであって、絶えず議員の選出の根拠である議会制民主主義というか、その基礎である県民世論の反映という意味でも、国調に基づく議員定数の選挙区のあり方の検討ということが、これも規定してみたいんじゃないかなという、そのへんは、ここをもう少し会派としても整理をしてみたいと思っていますがね。

以上です。

渡辺委員長 それでは、次に、日本共産党さん。

火爪委員 これ、 から まで全部書いてあるんですけど、全部入れてもいいという話です。

書いてもいいと思うんですけど、ここの最大の重要な点は だと思っと思うんですね。やっぱり議会として質疑、発言の機会の最大限の保障、それから十分な審議時間、日程の確保について明確にしておくということが、この2の議会の役割、運営、組織の一番の肝なのではないかなと私は思っております。

ほかの県のを見ますと、例えば、今お話があった議員定数、選挙区などについては、項目としては立てているんだけど、文章を読ん

だら、個別条例に規定するものとするということで流しているということもあるのですが、項目はあるけども、中身はそっけないというのものもあるので、そういう扱いにするにしろ、 も含めて、盛り込んでおいていいのではないかなと思います。

渡辺委員長 それでは、公明党さん。

吉田委員 に関しては、やっぱり必要である、今後、中身に関してはしっかりまた検討していくということにして。

国への提言を行うことを規定すべきではないかということですが、これも必要だろうと思います。そのためには、やっぱり議員の政策立案能力というか、これを高める工夫もまた必要であろうかというふうに思います。

それから、定例会の回数・会期のあり方に対する規定を置き、少数会派への配慮をすべきは、ここも必要でしょうね。今後、しっかり検討していくことだろうと思います。

それから、緊急事態への対応というところも、これも必要だと思います、今後検討ですが。この緊急事態に関しては、議会事務局に、この他県の状況の調査をひとつお願いしたいなというふうに思います。

それから、議員定数・選挙区、議会事務局も、これも必要であろうと。今後、中身に対しては引き続き検討ということですね。

渡辺委員長 よろしいですか。

吉田委員 はい。

渡辺委員長 それでは、次に、会派至誠さん。

杉本委員 議会の役割、運営、組織に関する事項、6項目ありますが、先ほど言われた自民党の上田委員と同じ意見です。

以上です。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 今ほどの杉本委員の意見と同様でありまして、個別具体的なことは、関係法令に照らし合わせるとということ、条例に合わせる

ということで、そんな細かく書く必要はないと思います。

2番目の、県政の課題に対し「国等への提言」、これ、何を意図しておるのか、意見書というやり方もあるし、決議というやり方もいまだにあるので、新たにそれをつくるのか、それともそういうことを明記するのかということをはっきり区別すべきではないかと思えます。

それと、定例会のあり方、会期のあり方、本会議、予算特別委員会、この問題については、ちょっとよく意味はわからないんですが、例えば、本会議を通年議会にするとかという意味合いの議論をするのかしないのかという意味合いなのか、ちょっとわかりかねております。

緊急事態への対応、これ、非常に大事だと思うんです。というのは、先だっけの豪雨のときに、ある会合がありまして、具体的に言うと、氷見市だとか南砺市だとかというのは災害対策本部が設置されました。そういうときにはやっぱり県議会として対応すべき問題であるにもかかわらず、その地区の選出の議員さんには緊急招集がかかったりしますけども、県議会全体としては、全く統一性がないということで、あれ、俺、こういうときには僕らもやっぱり県庁に問い合わせたり、災害対策本部の指令が県庁に置かれるとなれば、そこにやっぱりいつでも行ける状況に置いておかんなんがかなということ具体的に思ったんですね。そういうことをしっかりこれは議論すべきことだと思います。

3番目の議員定数・選挙区、これは本当にやる気があるのかないのか。富山市のことなんですけど、富山市の選挙区は、第1、第2に分かれております。この議論については非常に不明確で、説明不足であります。住民の皆さんも、何で富山市の県議会だけが第1選挙区があって、第2選挙区があるんだと。市議会は1つじゃないか。市長選挙も1つではないか。だけど、衆議院議員選挙は富山第1だけと。こんないびつな形、あるんだろうかということで疑念を持っ

たまま説明不足が続いております。このことはやっぱりしっかりと議論していくことを明記すべきであるのか、富山市だけを取り上げるのはいかがなものかと思いますが、全体を捉えて、事をどう明記するのかということ、これはちょっと具体的に議論すべきことだと思います。

議会事務局の充実強化ということ、これは十分機能していると思いますし、私は別に、特段、これを明記する必要はないと思います。

以上です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私は、番は、自民党さんの御意見と同じです。具体的なことは記載するのではなく、基本的な部分をしっかりと記載しておく必要があるということになっております。

次の下の丸ですけども、「国等への提言」は必要だろうというふうに思っております。

次の定例会の回数・会期のあり方、そちらのほうも必要だろうというふうに思っております。

次、緊急事態への対応のところですけども、私も笠井委員、言われたふうに、特別、その選挙区の方、議員さんだけではなくて、やはり川上のほうで何か大きな洪水であったり、そういったことが起きると、川下のほうにも必ず影響が来るので、誰でも対応ができるような対策をとっておかなければいけないというふうに思っております。

番の議員定数と選挙区の関係ですけれども、これはまた皆さんと話し合いながら検討していく必要があるというふうに思っております。

それから、議会事務局を充実強化すべきではないかということですけども、これも私は必要であるというふうに思っております。

以上です。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、次に、次のページでございますが、議員の責務・役割について、自民党さん。

鹿熊委員 その前に、先ほど笠井委員のほうから、「国等への提言」は
どういう意味だと、「国等への提言」というのはどのような内容かと。

これは多分、自民党会派が検討した事項をここに盛り込んでいただいたんではないかなと思いますので、どういうことを念頭に置いたかということをお願いしますと、主に政策的な提言、地方の実情について、しっかりとやはり議会としても国に物を言うということが大事でなかろうかと。それによって、国の政策に地方の実情を反映した国の政策を実行してもらうための議会、その中身は議員個人もあれば、会派もあれば、議会としての、例えば委員長が委員会として国に要望するようなことも含めたものを念頭に置いたものです。意見書というのは、国の政策そのものに対して物を言うというのは意見書ですけど、地方の実情をきちっと国に提言して、そして国の政策に入れてくれと。

知事への提言というのは、多分入ってくると思うんで、同時に国への提言も必要でなかろうかと、そういう意味で我々は考えておりますので、そういう理解をしていただきたいと思います。

3番目、議員の責務・役割、これにつきましても、ある意味、当然のことでございますが、議員の担っている責務・役割というものを明記するということになってくるんだらうというふうに思いますので、しっかりとした文言で明記することが大事だらうというふうに思います。

政治倫理についても同様で、ここにあるとおり、政治倫理の確立ということについて、一般的な規定を置いて、あと、政務活動費とか資産公開、議員報酬などのことについては、既存の条例・規則に委ねておけばいいんじゃないかならうかと。基本的には、政治倫理の確立についての規定を置くべきでなかろうかと、そんなふうに思っております。

渡辺委員長 それでは、次に、社民党・無所属議員会さん。

菅沢委員 ここに書いてあることは当然のことで、しっかりと規定を
すると。議員の責務とか、政治倫理とかね。ただ、これ、ものすごく
最小限のことで、おまえらっっちゃ、書いておるだけやねかかって、
言うてるだけやねかかといわれんようにせんなんけどね。そういう
ことも、少し何か、そういう理念や倫理に触れることに、そういう
ことをちょっと触れるような、ちょっとなるほどという、そういう
評価されるような表現を考えてください。僕らも考えますけど。

倫理、倫理言うてね、政治や議員が倫理なんて言うてね、なかなか
かね。

渡辺委員長 どうぞ。

上田委員 今、菅沢委員おっしゃられたことに同感の部分であります
けども、政治倫理というのは大変強く求められるというのは当たり
前のことであって、これは果たして議会基本条例という場で大々的
に宣言するというのはいかがなものかと。これは、外に向かって言
うべきことなんだろうという趣旨で多分管沢委員はおっしゃられた
のだろうと思いますし、政治倫理の確立というのは、これは当たり
前の話なんであって、それをあえて書かざるを得ないというのは非
常に不幸な、残念な状況でもあるんだろうというふうに思いますの
で、そういった考えも、菅沢委員の話聞いていて、なるほどなど。
私の認識と違っていたら、また言ってください。

渡辺委員長 それでは、日本共産党さん。

火爪委員 同感であります。政治倫理というふうに書くというのは、
この1年間を振り返ってみても、県民から見れば厳しい目を向けら
れているという立場をしっかりと踏まえるということが大事だと思
います。

私は、高い品性も書いていただきたいなと思うぐらいであります。

渡辺委員長 よろしいですか、それで。

では、公明党さん。

吉田委員 議員の責務・活動原則は、やっぱり、これ、必要です。今後検討していくものだと思います。

それから、政治倫理に関しましては、必要なんですけれども、政務活動費に関する条例なんかは、もう既に条例がありますのでね。ですから、ことさらそこは詳細にする必要はないんじゃないかなという気はします。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 議員の責務・役割、2項目ありますが、公明党さんと同じ意見です。

以上。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、県民クラブさん。

笠井委員 おおむね皆さんと一緒に意見であります、高い品性を求められても醸し出せない議員もいるということ、それをあえて文字にして書くということよりも、もっとやわらかく、言葉を選んでほしいなという思いであります。

以上であります。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も、今まで皆さん言っておられた意見と同じで、基本的なところを記載するべきだと思います。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、次に、開かれた議会を実現する事項というのがございます。これにつきまして、また、これは7項目あるんですけれども、順次、自民党さんから、ございましたら。

鹿熊委員 何点が申し上げますと、正副議長の立候補、所信表明についてであります、これは書いてみたものの、やるとすれば、どのようにして具体的にこれを行うのかなというふうにも思います。

実際の運用ですね、これはどなたか、どこかの会派からの御意見なのか、事務局案なのかわかりませんが、ちょっと具体的な運用は

どうなのかなと、実際に導入した場合にですね。そんなことを思ったりします。

それから、会議の公開ということについて、現在そもそも基本的認識は、私は公開なんだろうとっていますが、その根拠、それぞれ地方自治法等、あるいはそれ以下の諸規則にどのように書いてあるのか、それらをちょっと認識した上で基本条例にどのように書くのかという、現状をしっかりと理解した上で判断することが大事じゃないかなと、そんなふうに思っております。

それから、4番目の議会活動の報告ということについても、議会報告会を実施すべきでないかというんだけど、これ、実際なかなかイメージが湧かないんですよね。県民の皆さん方にどのように関心を持ってもらうような形にして議会報告会ができるのかということです。

議会の状況というのは、それはリアルタイムに今、本会議については県民の皆様方に、知ることができるようになっておりますし、議事録はきちっと、日を置いてでありますけども公開されますし、この議会活動の報告ということも、ここらへんになってくると、具体的に、一体どのように運営するのかなというところが問われてくるんじゃないかなというふうに思います。

6番目の議会広報誌についても、議員のそれぞれの質疑をきちっと県民の皆さんに伝える手段としての広報誌というのはどのような姿なのかなと。できるのかなと、十分にですね。

それから、附帯決議。これは一体どういった趣旨なのかな。当局からの提案に対して十分質疑をした上で、最終的に議会としてどう判断するかということであって、附帯決議というのは、たまに国会などであるようでありますけども、議会において一体どういったことがイメージとしてあるのか、少し明確でないもんですから。

そういったことを思いながら、必要なことはしっかり書くべきだと思いますし、具体的な運用において、何点か少し不明確なところがあるというふうに思います。

渡辺委員長 それでは、次に、社民党・無所属議員会さん。

菅沢委員 開かれた議会を実現する事項というふうに、4番目、一まとめになっておりますが、中身を見ていきますと、1つは説明責任と、2つ目には公開の原則、3つ目には広報の徹底と。広報の徹底、公開の原則は説明責任とも関係する問題ですが、その具体的な展開になってくると、これは非常に私も、鹿熊委員がおっしゃるお話、わかる面が非常に多うございました。

もう少しいろいろ、そのへんはどこまで制度として条項の中でうたうのかというのはなかなか、いろいろ議論があっていいんじゃないかなろうかと。

例えば、私も議会活動の報告とか、議会広報の充実とかいろいろあるんですけども、これはなかなか難しいですね、これ、なかなかね。

例えば、個人個人の皆さんは今議会活動、議会が終われば、私もつくっていますけど、手配りをしたり、さまざま、地域で報告していることがあるわけですから。報告会も年に何回か大小いろんな形でやるわけ、議員はね。議会全体として、どういうことが報告されるのか、ちょっとよくまだ整理していません。このへんまた大いに議論しましょう。

そして、最後にしますけど、正副議長の責務の問題ですが、これは責務を明確にするとか、いろいろ、当然のことなんですけど、このへん、これも私どもが別に提案したことでございませんで、全国的にいろいろこういうことが進んでいるということで事務局がまとめられたのかもしれないがね、よくわかりませんが。私は、議員の任期は4年ですから、議長も副議長も基本的には任期は4年な

んですね。それを現行のような形で交代を図っていくということが本当にいいのかな。

それから、議会の会派を重視しようというのがありますが、ある意味では、議長と副議長は、本当は別会派であるほうがいいようにも思ったりします。

いろんな意味でこのへんは大いに、ちょっと議論してみたらいいんじゃないかなと思ったりするわけです。

以上です。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 皆さんがおっしゃることはごもっともだと思っています。

正副議長の責務については、所信表明がどのくらいの議会でやられているのかという調査をお願いしてあるので、後で説明があるのかなと期待をしております。

山梨の議員さんに聞いたら、日本共産党、自分に投票するので、所信表明をやりましたというんで書いてありましたけど、ああ、やっているんやなって思って、菅沢委員の所信表明を聞きたいなと思ったりするので。

私もこれはもう少しイメージを膨らませるお手伝いを事務局にしたいと改めて要望しておきたいと思っています。

私もイメージできないものが幾つか入っておりますけれど、議会活動の報告で、議会報告会は、議会としてやっている市町村議会もおありですけども、県議会の場合は、とりあえず、検討はすると、すぐは難しいので、常任委員会ごとに視察に合わせて懇談会や意見を聞く会みたいなものもやりながら考えていこうじゃないかというふうにしてきた経過があるので、この時点ですぐぱっと入れるというのはちょっと難しいのかな。

今後、多様な形態を検討していくというふうな表現に、条例ではとどめておいたらどうかなと思っています。

行政視察の報告会も、ちょっと今すぐという点では負担になるかなと思ったり。この の議会活動の報告については、まあちょっと、すぐやろうというふうな立場ではありません。

の議会広報誌については、先日も申し上げたとおりです。

とにかく県民の中で県議会って知られていないので、何をやっているのか、どんな議員がいるのか。富山市なんか、あんな、市会議員け、県議会議員けとかって、こう聞かれたりするわけでありまして。

ですので、もちろん十分なものは難しいと思っても、やっぱりできるところから発行する意義はあるのではないかなと思っています。

附帯決議も、これ、全国的な導入状況をぜひ調べていただければと思っています。例えば、前回の議会、2月議会で社民党が反対をされた1社入札の件がありますよね。例えばです、例えばです。それで、1社入札でいいのかという意見は、自民党の中にもあって、厚生環境委員会で自民党の議員さんから、これはおかしいと思うという意見がありました。

そういうようなときに、議案としては賛成多数で可決するんだけど、そういうところに、今後、検討すべきだという附帯決議をつけるというのは大いにある。それこそ二元代表制の当局に対するチェック機能という点では、重要なのではないかなと思っていますので、必要に応じて。附帯決議を充実させると書いてありますが、そういうものもあるんだ、可能なんだというような認識にするということはあるかなと思っています。

あと、5番は、実際に実施要領で、例えば本会議の手話も認めていただきましたし、車椅子の実績もつくっていただいたので実際にはできているんですが、やっぱり条例に書くということによってそういう議会の姿勢をアピールするという点では、盛り込んでおくという意義はあるかなと思っています。

以上です。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 開かれた議会のところで、議会活動の透明性の確保、これは当然必要で、中身は今後検討ということになります。

それから、正副議長の責務、これは、僕は、いいんじゃないかなと。当選後に所信表明、充実していければいいんじゃないかなと思います。

それから、正副議長の責務を明確にして、機動的に議会招集すべきでないか、これは必要だと思います。これは今後検討ということで。

それから、議会の公開に関しては、協議・調整の場というのは、僕は非公開でもいいんじゃないかなと思います。

インターネットによる中継のところは、今やっている中継の検証をしてほしいなと思います。果たしてどの程度見られているのか。

それから、非公開の場合の記録の公開と情報開示の方法ですが、これも協議・調整の場で、その都度議論が必要であればやっていければいいんじゃないかなと思います。

それから、傍聴者への会議資料の公開、これは必要だと思います。今後検討と。

あと、議会活動の報告。議会報告会だとか、あるいは行政視察の報告会、これは、何とかな、ちょっと検討中でいいんじゃないでしょうかね。

それから、あと、ハンディキャップを持った傍聴者への配慮ですが、これは、今火爪委員のほうから手話とか車椅子、言われましたが、やっぱり私も必要だと思いますし、例えば、子連れで傍聴できたり、授乳室を設けるなど、子育てにも配慮すべきじゃないかなというふうに思います。

それから、議会広報の充実とか附帯決議の充実は、これは今後ちょっと検討ということでもいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 この開かれた議会を実現する事項、13項目ありますが、3つか4つほどちょっと言います。

正副議長の立候補制、所信表明を導入すべきではないか、これは非常に興味深く思っています、初めて聞いたもんですから。

ただ、ちょっと考えておったんだけど、所信表明をせずに当選した場合はどうなるのとか、そういうことも考えられると思います。先進地のことを、できれば研究させていただければありがたいと思います。

それと、議会活動の報告で、議会報告会を実施すべきではないか、これは、それぞれの議員が活発にやればいいと思います。

それから、行政視察の報告会を実施すべきではないか、これも、必要であればやってもいいと思いますが、別に書かんでもいいと思います。

それから、議会広報の充実ですが、これも、各議員が活発にやればいいのではないかと思います。

あとは、自民党の鹿熊委員が言っておられたような意見です。

あと、これ、時間の関係もありますので皆さんにお願いしたいのは、もう少し簡潔に発言していただきたいと思います。

以上です。

渡辺委員長 それでは、県民クラブさん。

笠井委員 簡潔にいきます。

一番最初の議会意思の決定効果や形成過程を県民に対する説明責任を置くべきじゃないかは、もちろんこれ大事なので、これと同時に考えるとすれば、附帯決議の充実というものも関連してくると思います。

少数意見の尊重もあり、どうしてこういう結果になったのか、果たして誰が反対して、どういった意見があったのかということをも

確にするためにも、附帯決議をつけてもいいのではないかと思います。

それと、次、正副議長の責務、立候補制、これ、立候補制って今までなかったのかなと。推薦だけだった、自薦、推薦。自薦は、立候補ですよ。

というのは、富山市議会的时候には自民党さんが2つに分かれておったことがあって、そこは事前調整で出たんですけども、そのときに立候補制があるのかなという思いでありますので、それは今ちょっと研究してきて、所信表明のそれ、するか、せんかということも含めて、正副議長ですからね、勉強していきたいと思っています。

次、機動的に議会を招集すべきではないかと、これ、果たして、本当に書いても機能する条文なのか、条例なのか。これ、十分検討する余地がまだ残っていると思います。

というのは、果たして本当に議会招集をすべき判断を、時の議長ができるのかということであります。言い方を変えれば、果たしてそのような事態になるときに、どういったときに議会を招集すべきかということも、もちろん想定しなければなりませんし、非常にちょっと難しい問題をはらんでいると思っております。

会議の公開、これはもっともでございますして、非公開というのを果たして書いてもいいのかどうか、この時期に。こういう情報開示、オープンに求められているときに書いてもいいのかということは、ちょっと私は引っかかっております。

インターネットによる中継は、国会なんかを見ますと、委員会の中継は全部インターネットで見られます。必要とあったところをクリックすると、すぐつながるようになっていきます。このことは非常に、知りたいことを瞬時に調べることで必要でありまして、今後、検討していくべきで、こういうことを前向きに進めるように、条例に入れるべきだと思います。

次、傍聴者と。これは皆さんの意見と一緒にございまして、議会報告会、これも非常に難しい問題で、先進地では全て失敗していると思っています。最初は、人は来るけれども、何回、事やるごとに減っていつている。これ、実情で、どこの議会へ行かれても、成功している議会というのではないと思います。ですから、これは十分検討することが必要であります。

上越市議会も、最初はよかったんだけど、最後はもう人集めに苦労していると。議員がマイクを持ったり、机を並べたりやらなきゃならないので、事務局を一切頼らず、議員だけでやっているのが大変だと。負担になっているということをはっきり申し上げておられました。ですから、これは十分検討すべきことだと思います。

やるべきことはいいんですが、絵に描いた餅になってしまうことが非常に心配です。

次の、ハンディキャップを持った傍聴者への配慮というのは、もう十分クリアされていますし、当たり前のことなので、無理して書く必要はないと思います。

議会広報の充実は、先ほど言いましたとおり、インターネット中継とかそういうことを充実して、広報誌を年に4回発行しますからものすごい金額をかけてやっているんですが、誰も知らない。新聞をとっておらんうちが多いんです。新聞をとらないうちは入らないんです。だから、本当に目につくことが少ないので、やっぱりこれからの時代は、知りたいなと思ったときに、ぱっと調べるインターネットやSNSの活用をしていくべきだと思います。

以上です。

渡辺委員長 それでは、無所属の会さん。

海老委員 私もちょうと意見したいところだけ、その説明をします。

番の会議の公開の部分でインターネットによる中継充実というところですけども、これは非常にいいなと、必要であるというふうに思っています。

ただ、吉田委員からもありましたように、今現在行っているインターネット中継がどれだけの視聴者がいて、どれだけの効果があるのかということをしかりと検証した上で、もっとより多くの方に見ていただけるためにはどうすればいいのかということも検討しなければいけないなというふうに思っております。

それと、次の議会活動の報告ですけれども、これも、報告会も政策討論委員会のような、要は一定の方しか来られないような会議になってしまうことがちょっと心配な部分でありますので、その部分をしっかり、どうすればいろんな方に足を運んできていただけるような報告会になるのかということを考えてやらなければ、皆さんそれぞれで県政報告会、活動をやっているほうが、いろんな方が来られますし、より多くの県民の皆さんに県政の動きを報告できるもの、こちらのほうが恐らくいいと思いますんで、これはもっと皆さんで本当に必要なのか、どうやれば県議会が行われる議会報告会というものをよりよい状態で実施できるのかということを検討していく必要があるのかなというふうに思います。

あと、それ以外の項目につきましては必要であると思えますし、今後また皆さんで検討していこうかなというふうに思っています。

渡辺委員長 どうもありがとうございました。

それでは、きょうはたくさん議論をしていただきました。きょうはここまでにいたしたいと思えます。そして、それぞれの論点項目について出していただきました各会派の御意見を事務局のほうでまとめて、後日各委員へ配付をさせていただきます。その上で、さらに論点ごとに議論を深めてまいりたいと思っております。

また、本日の議論の中で各委員から提起のあったことについては、事務局において調査をするようぜひお願いをいたしたいと思えます。

渡辺委員長 それでは、次に、その他事項に移ります。

何かございますか。

どうぞ。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、事務局から御報告をさせていただきます。

まず1点目は、第1回目の検討会議において、火爪委員から、正副議長の立候補制等をとっている県の数をお教えくださいということをごさいますして、現在、47都道府県中、4県が導入をしております。

ただ、ちょっと具体的なイメージが、まだ御報告できる状態ではございませんので、詳細なものを調べた上で、また御報告させていただきたいと思ひます。

それから、2点目でございますが、この第2回議会基本条例制定検討会議の開催に当たりまして、各党派代表者会議において決定された事項を踏まえまして、7月6日付で県政記者クラブのほうに、7月10日午後3時からという開催の案内、そして冒頭の一部を報道機関に公開するという御案内をしたところ、県政記者クラブの加盟の報道機関の一部の機関から、公開をしてほしいという話があったということをお各委員のほうへお伝えしてほしいということがございましたので、御報告をさせていただきます。

以上でございます。

渡辺委員長 それでは、次に、本日議論があったことについては、私のほうから報道機関にリリースをしたいと思ひますので、御一任を願ひます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 同じく代表者会議で決定された会議録の公表については、おおむね1週間後を目途に議会のホームページ等に公表する予定にいたしております。

また、本日の資料は委員限りとし、公開されるまで取り扱いには十分注意をしていただきたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございますでしょうか。

事務局（岡本参事・議事課長） 第3回の開催日につきましては、今回、各委員から全国の調査、それから具体的なイメージが湧くようにという御指示がございましたので、所要の準備が整い次第、調整をさせていただきたいと思っております。

渡辺委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、以上で予定をしておりました議題の協議は終わりましたが、この際、ほかに御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

3 閉 会

渡辺委員長 それでは、これをもって第2回議会基本条例制定検討会議を閉会いたします。

ご苦労さまでした。